○財務省、農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二三　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく、株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を廃止する告示　一七九六九

○財務省、経済産業省

事業再編の実施に関する指針　一七九六九

○国税庁

国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二九　三

国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二九　三

福島県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　三一　六

○文部科学省

学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件　一四　三

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する件　一七　四

教科書の定価認可基準の一部を改正する件　二三　14　一六

文化財を重要文化財に指定する件　二七　16　一七

重要文化財に文化財を追加して指定する件　二七　16　一九

専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二八　17　二

専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　二八　17　六

専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　二八　17　一八

高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二八　17　二三

高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二八　17　二三

高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　二八　17　二三

高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　二八　17　二四

高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　二八　17　二四

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示　三〇　五

強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　三一　六

○文部科学省、経済産業省

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示　二二　13　二六

広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示　二二　13　二七

○文化庁

史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　二〇　三

名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　二〇　三

天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二〇　三

○厚生労働省

労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関を登録した件　七　三

労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件　七　三

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録較正機関の代表者の氏名を変更した件　七　四

作業環境測定法施行規則の規定により登録試験免除講習機関の代表者の氏名を変更した件　七　四

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　八　三

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づき講習会を登録した件　一四　三

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針を定める件　一五　二

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を定める件　一六　八